

第 3 回検討会における論点

1. e ラーニングを教育内容の一部に適用する場合の教育内容の範囲について
 - 1) 「基礎分野」及び「その他」については、開催主体が実情に応じて実施している現状を踏まえると、授業内容の平準化の必要性は低く、e ラーニングを適用については優先度は低いと考えてよいのではないか。
 - 2) 「教育分野」については、授業内容の平準化のため、e ラーニングを適用してはどうか。この場合、90 時間の内訳については、専門分野に関連が深い教育内容がある教育方法及び教育評価を 15 時間とし、教育原理及び教育心理学を 30 時間としてはどうか。
 - 3) 「専門分野」で、授業内容で原則として講義によって教授されるものについては、授業内容の平準化のため、e ラーニングを適用してもよいのではないか。
この場合、同じ教育内容の演習を進めるにあたり、留意することはなにか。
 - 4) 「専門分野」で、授業内容で原則として演習によって教授されるものについては、受講生の知識の定着や幅広い視野と見識の修得等のためにも意見交換の場が重要であることから、当面はこれまでどおり集合研修とすることとしてはどうか。
 - 5) 「専門分野」の「研究」については、研究結果の教育活動への活用や看護研究の指導方法等において、講義で学習した知識について演習で概念を体系立てて整理することが必要ではないか。
2. e ラーニングを適用する場合の評価（単位認定の仕組み）の方法について
コンテンツ*) ごとに択一式試験を実施するとともに、最後に総括評価としての択一式試験を行うこととしてはどうか。

*) 1 コンテンツは、20～30 分程度の教育内容で構成されるイメージ
3. e ラーニングを適用する場合に開催主体が留意することについて
 - 1) 教育計画を立案する際には、特に e ラーニング適用科目の視聴期間について、集合研修で実施する授業科目の配列や教育実習の時期等を考慮して立案する必要があるのではないか。
 - 2) 教育担当者は、授業科目のつながりを確保するため、集合研修を担当する講師に特に関連のある e ラーニング適用科目の授業内容の説明を行う等、調整をはかる必要があるのではないか。